

京丹後市国民健康保険第3期データヘルス計画  
及び第4期特定健康診査実施計画（案）

健康課題を解決するための  
個別の保健事業

# 健康課題を解決するための個別の保健事業

## (1) 各事業の実施内容と評価方法

各事業における実施内容及び評価方法の詳細は以下のとおりです。

### 事業番号：1 特定健康診査事業

事業の目的	生活習慣病の予防・早期発見を目的に、メタボリックシンドローム症候群に着目した健診を実施する。
対象者	40歳以上75歳未満の被保険者
事業内容及び主な戦略	<ul style="list-style-type: none"><li>案内、申込書の送付時に特定健診受診勧奨チラシを同封し、必要性の周知、強化を図る。</li><li>インターネット申込により申込負担の軽減を図る。</li><li>不定期受診者、未受診者等に対して、業者委託によりナッジ理論を活用したメッセージの受診勧奨ハガキを送付する等効果的な受診勧奨を行う。</li></ul>

今後の目標

※太枠の2026年度は中間評価年度、2029年度は最終評価年度

指標	評価指標	計画策定時実績	目標値					
		2022年度(R4)	2024年度(R6)	2025年度(R7)	2026年度(R8)	2027年度(R9)	2028年度(R10)	2029年度(R11)
アウトカム(成果)指標	特定健診受診率	46.5%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
アウトプット(実施量・率)指標	案内・申込書の送付 健診受診必要性の周知個別受診勧奨	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

今後の実施方法(プロセス)

<ul style="list-style-type: none"><li>全被保険者に健診実施のお知らせと申込書を送付する。</li><li>不定期受診者、健診未申込者に対し受診勧奨通知を送付する。</li><li>広報誌、ホームページ、防災行政無線等による周知や、地域では健康づくり推進員による受診の声かけやチラシ配布を実施する。</li></ul>
---

今後の実施体制(ストラクチャー)

<ul style="list-style-type: none"><li>国保担当課である保険事業課と、健診担当課の健康推進課との連携により事業を実施する。</li><li>保険事業課は、予算編成及び未申込者に対する受診勧奨、健康推進課は関係機関との連携調整、事業計画書作成等を行い健診の実施を担当する。</li><li>京都府国民健康保険団体連合会の保健事業支援・評価委員会を活用する。</li></ul>
---

評価計画

法定報告結果により、受診率を評価する(翌年1月頃)。
----------------------------

## 事業番号：2 特定保健指導事業

事業の目的	特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症要因となるメタボリックシンドロームの状態を改善するために、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して食事や運動に関する保健指導を行う。
対象者	特定健康診査受診者のうち、健診結果・標準的な質問票から、生活習慣の改善が必要と判断されたもの
事業内容及び 主な戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導を実施するために、結果報告会による対面での保健指導を行う。</li> <li>・初回面接につながる保健指導ができるよう、個別呼び出しや手紙の双方向での指導を実施する。</li> </ul>

### 今後の目標

※太枠の2026年度は中間評価年度、2029年度は最終評価年度

指標	評価指標	計画策定 時実績	目標値					
			2022年度 (R4)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)
アウトカム (成果) 指標	特定保健指導による指導対象数の減少率	22.7%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%
アウトプット (実施量・率) 指標	特定保健指導終了者の割合	17.4%	40.0%	40.0%	45.0%	45.0%	45.0%	45.0%

### 今後の実施方法(プロセス)

- ・特定保健指導対象者に、初回面接ができるよう、結果報告会への参加を呼びかける。

### 今後の実施体制(ストラクチャー)

- ・国保担当課である保険事業課と、健診担当課の健康推進課との連携により事業を実施する。

### 評価計画

- ・特定保健指導を実施するために行う結果報告会の「保健指導率」は健康進課が事業実施後（年度末）に評価を実施する。「特定保健指導による指導対象数の減少率」「特定保健指導終了者の割合」は、健康推進課が事業実施後に報告し、保険事業課が法定報告結果（翌年1月ごろ）により評価する。

## 事業番号：3 高血圧・糖尿病の重症化予防事業【生活習慣病重症化予防対策事業】

事業の目的	特定健康診査の結果において、血圧値または血糖値が要医療判定基準を超えている方へ医療機関への受診勧奨を行うことで、疾病の早期発見・早期治療につなげる。
対象者	特定健康診査受診者のうち血圧及び血糖が要医療判定で、医療機関未受診のもの
事業内容及び 主な戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糖尿病重症化予防地域戦略会議等で医師会との連携を図る。</li> <li>・保健指導率、受診率を上げるために、個別呼び出しを行い、対面での保健指導を行う。</li> </ul>

### 今後の目標

※太枠の2026年度は中間評価年度、2029年度は最終評価年度

指標	評価指標	計画策定 時実績	目標値					
			2022年度 (R4)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)
アウトカム (成果) 指標	血圧該当者の医療受診率	45.39%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
アウトカム (成果) 指標	血糖該当者の医療受診率	61.30%	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%	65.0%
アウトプット (実施量・率) 指標	血圧保健指導（受診勧奨を含む） 率(来所率)	75.63%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%
アウトプット (実施量・率) 指標	血糖保健指導（受診勧奨を含む） 率(来所率)	67.74%	70.0%	70.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%

### 以下京都府共通指標

指標	評価指標	計画策定 時実績	目標値					
			2022年度 (R4)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)
アウトカム (成果)指標	HbA1c8.0%以上の者の割合	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
アウトカム (成果)指標	高血糖者の割合 (HbA1c6.5%以上の者の数/特定健診受 診者のうち、HbA1c検査結果がある者の 数)	7.8%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%
アウトカム (成果)指標	HbA1c6.5%以上の者のうち、糖尿 病のレセプトがない者の割合	12.2%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%

## 事業番号：3 高血圧・糖尿病の重症化予防事業【生活習慣病重症化予防対策事業】

### 今後の実施方法(プロセス)

- ・受診の必要な方へは「連絡票」を用い医療機関の早期受診を促し、生活習慣の改善と早期治療に結びつける。
- ・医療機関未受診者で白衣高血圧症の方は、ポピュレーションアプローチへ移行し、次年度健診結果で対象の有無を確認していく。

### 今後の実施体制(ストラクチャー)

- ・健康推進課と国保担当課である保険事業課との連携により事業を実施する。
- ・北丹医師会への事業報告及び意見交流の継続をする。
- ・京都府国民健康保険団体連合会の保健事業支援・評価委員会を活用する。

### 評価計画

評価は健康推進課で実施する。「保健指導率」は結果報告会終了後と継続での受診勧奨が終了する年度末に評価する。「医療受診率」は年度末に個別の聞き取り及び、保健・栄養指導連絡票の返信状況、KDB等を確認し評価する。

## 事業番号：4 がん検診事業

事業の目的	死亡原因の第一位を占め、患者一人当たりの医療費も高額となるがんの早期発見、早期治療を目的として、各がん検診を実施する。
対象者	40歳以上の住民（子宮頸がんは20歳以上）
事業内容及び 主な戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検診の目的などについて案内時のリーフレットに記載し、受診勧奨時にも検査と精密検査の意味など丁寧な説明、周知をする。</li> <li>・電話勧奨や個別通知など効果的な受診勧奨（コール・リコール）を引き続き実施する。</li> </ul>

今後の目標

※太枠の2026年度は中間評価年度、2029年度は最終評価年度

指標	評価指標	計画策定 時実績						
		2022年度 (R4)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトカム (成果) 指標	検診受診率 ※5大がん (胃・大腸・肺・子宮頸・乳)	検診受診率 胃 : 17.1% 大腸 : 42.0% 肺 : 41.6% 子宮頸: 44.7% 乳 : 50.8%	検診受診率 胃 : 60% 大腸 : 60% 肺 : 60% 子宮頸: 60% 乳 : 60%	検診受診率 胃 : 60% 大腸 : 60% 肺 : 60% 子宮頸: 60% 乳 : 60%	検診受診率 胃 : 60% 大腸 : 60% 肺 : 60% 子宮頸: 60% 乳 : 60%	検診受診率 胃 : 60% 大腸 : 60% 肺 : 60% 子宮頸: 60% 乳 : 60%	検診受診率 胃 : 60% 大腸 : 60% 肺 : 60% 子宮頸: 60% 乳 : 60%	検診受診率 胃 : 60% 大腸 : 60% 肺 : 60% 子宮頸: 60% 乳 : 60%
	精密検査受診率 ※5大がん (胃・大腸・肺・子宮頸・乳)	精密検査受診率 胃 : 80.0% 大腸 : 66.4% 肺 : 87.0% 子宮頸: 96.8% 乳 : 98.5%	精密検査受診率 胃 : 82% 大腸 : 67% 肺 : 88% 子宮頸: 100% 乳 : 100%	精密検査受診率 胃 : 84% 大腸 : 68% 肺 : 89% 子宮頸: 100% 乳 : 100%	精密検査受診率 胃 : 86% 大腸 : 69% 肺 : 90% 子宮頸: 100% 乳 : 100%	精密検査受診率 胃 : 88% 大腸 : 70% 肺 : 91% 子宮頸: 100% 乳 : 100%	精密検査受診率 胃 : 89% 大腸 : 71% 肺 : 92% 子宮頸: 100% 乳 : 100%	精密検査受診率 胃 : 90% 大腸 : 72% 肺 : 93% 子宮頸: 100% 乳 : 100%
アウトプット (実施量・率) 指標	案内・申込書の送付	案内・申込書の送付100%	案内・申込書の送付100%	案内・申込書の送付100%	案内・申込書の送付100%	案内・申込書の送付100%	案内・申込書の送付100%	案内・申込書の送付100%
	精密検査受診勧奨	精密検査受診勧奨100%	精密検査受診勧奨100%	精密検査受診勧奨100%	精密検査受診勧奨100%	精密検査受診勧奨100%	精密検査受診勧奨100%	精密検査受診勧奨100%
	検診(精密検査)受診の必要性を周知する	検診(精密検査)受診の必要性の周知	検診(精密検査)受診の必要性を周知する	検診(精密検査)受診の必要性を周知する	検診(精密検査)受診の必要性を周知する	検診(精密検査)受診の必要性を周知する	検診(精密検査)受診の必要性を周知する	検診(精密検査)受診の必要性を周知する

## 事業番号：4 がん検診事業

### 今後の実施方法(プロセス)

- ・感染予防に努めながら効果的な受診勧奨を実施し、受診率の向上を図る。
- ・従来の実施方法に加え、受診勧奨の際には検診の目的・仕組み（流れ）を周知する。

### 今後の実施体制(ストラクチャー)

- ・令和2年度から感染症対策のため、地域ごとに設定していた検診会場を集約し、体育館などで実施している。広い会場を活用することで、受診時の流れをスムーズにし、検診受診時の負担を減らす。
- ・検診委託業者と連携して特定健康診査との同時受診や休日検診を実施するなど、受診しやすい態勢、日程を組む。

### 評価計画

評価は健康推進課で実施する。「検診受診率」は次年度6月頃の地域保健・健康増進事業報告の数値とする。「精密検査受診率」は翌々年度の地域保健・健康増進事業報告の数値とする。

## 事業番号：5 後発医薬品利用差額通知事業

事業の目的	ジェネリック医薬品(後発医薬品)の普及率向上
対象者	40歳以上75歳未満の被保険者
事業内容及び 主な戦略	・業者委託により差額通知を実施するとともに、市ホームページや広報誌等を活用して啓発を行う。

### 今後の目標

※太枠の2026年度は中間評価年度、2029年度は最終評価年度

指標	評価指標	計画策定 時実績	目標値					
		2022年度 (R4)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトカム (成果) 指標	ジェネリック医薬品普及率 (数量ベース)	56.3%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
アウトプット (実施量・率) 指標	対象者への通知	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### 今後の実施方法(プロセス)

- ・業者委託により差額通知の実施(年4回)をする。
- ・市ホームページ、広報紙等を活用して啓発に努める。

### 今後の実施体制(ストラクチャー)

- ・国保担当課の保険事業課が事業を実施する。
- ・京丹後市国保運営協議会において、毎年、被保険者代表、保険医・保険薬剤師代表、公益代表、被用者保険等保険者代表委員に報告する。

### 評価計画

ジェネリック医薬品普及率は、委託業者より示される数値により評価する(年4回)。



## 事業番号：6 歩いてすすめる健康づくり事業

事業の目的	ウォーキングを普及・啓発し運動習慣の定着化を図る。
対象者	全ての住民
事業内容及び 主な戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回、春と秋にウォーキング月間を設定し、ウォーキングを普及啓発する。</li> <li>・健康づくり推進員による地域住民へのウォーキングカードの配布や商工会青年部・女性部へのチラシの配布により、無関心層や働き盛り世代への周知を図る。</li> </ul>

### 今後の目標

※太枠の2026年度は中間評価年度、2029年度は最終評価年度

指標	評価指標	計画策定 時実績	目標値					
		2022年度 (R4)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
アウトカム (成果) 指標	①事業参加者の1日の平均歩数							
	男性 20歳～64歳	8,389歩			9,000歩			9,000歩
	男性 65歳以上	7,936歩	—	—	維持	—	—	維持
	女性 20歳～64歳	8,182歩			8,500歩			8,500歩
	女性 65歳以上	6,476歩			維持			維持
	②特定健診 における30 分以上の運 動習慣者の 割合	*R4年度法 定報告結果 37.6%	—	—	50%	—	—	50%
アウト プット (実施 量・率) 指標	①ウォーキ ング事業参 加者	①876人	—	—	①1,000人	—	—	①1,000人
	②保健指導 率(保健指 導者数/結 果報告会対 象者数)	②83.5%	—	—	②80%以上	—	—	②80%以上

## 事業番号：6 歩いてすすめる健康づくり事業

### 今後の実施方法(プロセス)

- ・年2回(春・秋)にウォーキング月間を設定し、ウォーキングの普及啓発を実施する。
- ・無関心層や働き盛り世代への運動習慣の定着についての普及啓発を進めるため、周知先や啓発方法を検討する。
- ・総合検診結果報告会において、ウォーキング月間等の周知と運動習慣を含む生活習慣改善に向けての保健指導を行う。
- ・紙媒体(カード)とウォーキングアプリ等、参加しやすい媒体を準備する。
- ・様々な媒体の活用を検討する。

### 今後の実施体制(ストラクチャー)

- ・健康づくり推進員による地域住民への普及啓発の協力依頼をする。
- ・検診結果報告会にて、特定健診受診者のうち保健指導を必要とするもの(メタボ・重症化予防等)へ個別保健指導を実施する。
- ・地元企業や商工会との連携を強化する。
- ・地域イベントを活用し普及啓発を図る。

### 評価計画

健康推進課で評価を実施する。「1日の平均歩数」は、ウォーキング月間(春季・秋季)に報告された歩数から評価する。ウォーキング以外の運動習慣の定着は法定報告の「特定健診における30分以上の運動習慣者の割合」で評価する。